

座間市水道事業経営プラン

用語解説

用 語 解 説	
【あ行】	
アセットマネジメント (あせっとまねじめんと)	
	中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な事業運営をしていくために、長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に施設を管理運営することを組織的に実践する活動のこと。
一日最大給水量 (いちにちさいだいきゅうすいりょう)	
	年間の一日給水量のうち最大のものを一日最大給水量(m ³ /日)といい、これを給水人口で除したものを一人一日最大給水量(L/人/日)という。
【か行】	
給水収益 (きゅうすいしゅうえき)	
	水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料(自治法225条)をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。
給水人口 (きゅうすいじんこう)	
	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口(計画給水人口)をいう。
給水原価 (きゅうすいげんか)	
	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの
供給単価 (きょうきゅうたんか)	
	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの
緊急遮断弁 (きんきゅうしゃだんべん)	
	地震や管路の破裂などの異状を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘又は油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能を持ったバルブ
クリプトスポリジウム (くりぶとすぼりじうむ)	
	人や動物の腸管に寄生する病原微生物で、感染すると、腹痛を伴う激しい下痢、腹痛、発熱等をひきおこす。塩素に強く、水道水の消毒程度の塩素濃度ではほとんど死滅されないが、適切な凝集・沈殿・ろ過処理で取り除くことができる。
減価償却費 (げんかしょうぎゃくひ)	
	固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

用語解説	
建設改良費 (けんせつかいりょうひ)	公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費
建設副産物 (けんせつふくさんぶつ)	建設発生土など建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称である。具体的には、建設現場に持ち込んで加工した資材の残りや、現場内で発生した物の中で工事中あるいは工事終了後その現場内では使用の見込みがないものをいう。
【さ行】	
資本的収支 (しほんてきしゅうし)	企業の経営の基礎となる固定資産の取得に要する支出及びその財源となる収入等で、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応するものが計上される。企業会計では、損益取引（収益的収支）と資本取引（資本的収支）とを区分して経理するという特徴がある。
収益的収支 (しゅうえきてきしゅうし)	一事業年度の企業の経済活動に伴って発生するすべての利益と、それに対応する費用とが計上されたものの。
【た行】	
耐震管 (たいしんかん)	震災時においても、管路被害が少ない管路。平成17年1月制定の「水道事業ガイドライン（JWWA Q 100）」では、PI（管路の耐震化率）を算出するために、以下の3種類を耐震管として定義している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離脱防止機構付き継手を有するダクタイル鋳鉄管 ・ 銅管（溶接継手） ・ 水道配水用ポリエチレン管（EF継手）
地方公営企業法 (ちほうこうえいきぎょうほう)	日本の地方公共団体が経営する企業に関する法律で、企業の組織、財務、職員の身分の取扱いなどを規定したもの。適用を受ける企業の範囲としては、都道府県および市町村が経営している、水道事業、電気事業、交通事業、ガス事業などが該当する。
直結給水 (ちよっけつきゅうすい)	需用者の必要とする水量、水圧が確保できる場合に、配水管の圧力を利用して給水する方式。直結給水にすると貯水機能が無くなるため、災害、断水、一時に大量の水を必要とする場合等への対応が不能となる大規模集合住宅、病院、学校等は直結給水の対象としない事業者が多い。
貯水槽 (ちよすいそう)	給水装置からの水を直接受水するための水槽。各水道事業者の基準により直接給水方式ができない場合、または需要者が常時一定の水量を使用する場合などに設置される。
貯水槽水道 (ちよすいそうすいどう)	簡易専用水道及び受水槽の有効容量10㎡以下のもの（いわゆる小規模貯水槽水道）の総称。水道事業者は、貯水槽水道に関し、その設置者及び水道事業者の責任に関する事項を供給規程（給水条例）に適正かつ明確に定めなければならない。

用語解説
【は行】
配水池 (はいすいち)
給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準としている。
【ま行】
水安全計画（WSP） (みずあんぜんけいかく)
食品衛生管理手法であるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から蛇口までのあらゆる過程において、水道水の水質に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての要因(危害)を分析し、管理対応の方法をあらかじめ定めるリスクマネジメント手法である。
【や行】
有収水量 (ゆうしゅうすいりょう)
給水量のうち、料金徴収の対象となった水量